

「しまね健康超寿者表彰」業務委託に係る
提案競技実施要領

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称：「しまね健康超寿者表彰」業務
- (2) 仕様：「「しまね健康超寿者表彰」業務委託仕様書」による。
- (3) 予算額：543千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 契約（実施）期間：契約日から2019年10月31日（木）まで

2 提案協議参加資格に関する事項

提案協議に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 島根県内に本社、本店、本部又は支店等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有し、発注者との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 募集に関するスケジュール等

(1) 企画提案募集説明会

① 日時

平成31年3月28日（木）11時から

② 場所

島根県庁第二分庁舎1階101会議室

③ その他

企画提案募集説明会に参加する者は、平成31年3月27日（水）12時までに、島根県健康福祉部高齢者福祉課へ以下を記載した企画提案募集説明会参加申込書（様式自由）を書面又

は電子メールにて提出するとともに、必ず電話で到着確認を行うこと。

- ・法人名
- ・出席者の所属・役職及び氏名
- ・担当者の所属・役職及び氏名
- ・担当者の連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）

(2) 委託内容に関する質問と回答

① 提出期限

平成31年4月5日（金）12時まで

② 質問方法

質問の内容を書面（様式任意）にし、郵送またはFAXにより提出すること（書面以外での質問は原則として受け付けない）

③ 回答方法

各参加者の質疑を取りまとめて全て同じものを回答する。なお、回答は企画提案募集説明会参加申込書に記載された全ての担当者に対してFAXにより行う。

④ 回答予定日

平成31年4月10日（水）

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

提案競技参加申込書 1部（様式1）

② 提出期限

平成31年4月15日（月）17時

※持参の場合の受付時間は、9時～17時（土、日、祝日を除く）までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。

③ 添付書類（各1部）

ア 島根県税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、写し可）

ウ 法人登記事項証明書

オ 会社概要書

(4) 企画提案書の作成及び提出

① 企画提案内容

下記の要件項目ごとに、仕様書に記載された要件をすべて満たしていることを提示するとともに、次の提案内容について、具体的な提案を行うこと。

ア 仕様書5に定める業務を実施するために必要な事業計画（全体のコンセプト、企画構成内容を明確に記載すること）

イ 業務実施体制

ウ 見積書（業務の実施に係る費用一式の明細を記載）

② 企画提案書の規格

原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の折り込みも可とする。

③ 提出部数

正本1部 副本7部

④ 提出期限

平成31年4月19日（金）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は送付。送付による場合は、書留郵便または書留郵便に準ずるものにより、平成31年4月19日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

4 選定方法

(1) 審査委員会において、厳正な審査を行い、「しまね健康超寿者表彰」業務委託者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア 業務の全体計画

イ より多くの応募が見込まれる広報企画

ウ 適正な見積書の提出

(3) 評価及び得点の付与方法は、企画、広報、業務遂行能力等の評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション

ア 日程

平成31年4月24日（水） 時間・場所等詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーションの方法

20分以内で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員からの質問時間を10分程度設定する。

(5) 審査結果の通知

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

5 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき

(6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

6 契約の締結

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払い

前金払いは行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

7 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。

(8) 提案者は、企画提案書の提出をもって、提案競技実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものととする。

(9) 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。

8 書類提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（第2分庁舎1階）

島根県健康福祉部高齢者福祉課 担当：齋藤・吉川（キッカワ）

電話：0852-22-6522 F A X：0852-22-5238 メール：kourei@pref.shimane.lg.jp

提案競技参加申込書

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

「「しまね健康超寿者表彰」業務」の提案競技に参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、提案競技実施要領に定められた参加資格を満たしていること及び記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 島根県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
- (2) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 会社概要書

